

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条第1項により同年〇月〇日から同年〇月〇日までの基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日、安定所長から受給資格の決定を受けた。

請求人は、辞任届を提出したものの、離職理由は自己都合による退職ではなく、事業主から就業環境が著しく害されるような言動を受けたことによるものと主張した。しかし、安定所長は、請求人が主張する事実はなかったとして、同年〇月〇日付けで請求人に対して法第33条第1項に基づく給付制限処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(2) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第33

条第1項に基づく給付制限処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 安定所長は、請求人が事業主から退職を勧奨されたという事実及び事業主から就業環境が著しく害されるような言動を受けたという事実について、いずれも確認できないとして法第33条第1項に基づき本件処分をしたものであるが、請求人は、法第33条第1項に規定する「正当な理由」があると主張しているため、この点について、以下検討する。
 - (2) まず、退職勧奨の事実についてみると、辞任届に退職理由を記載しなかったからといって退職勧奨があったと判断することはできず、請求人の主張する内容を踏まえても、退職を勧奨されたという事実は認められない。
 - (3) また、営業部の会議において社長から就業環境が著しく害される発言を受けたとする点については、その発言内容は「今後、B部長の遣り方では、仕事は取れなくなっていくます。直接私が関わって行きます。云々」というものであるが、請求人が社長よりも年長であり営業部長兼取締役の職にあったとしても、社長の立場から注意や叱責を行うことは通常起こりうることであり、業務指導の範囲内のことと認められる。その他の社長の発言内容も常識的な範囲で述べたものと考えられ、格別請求人の人格を否定する意図があったものとは認められない。
 - (4) したがって、請求人の退職は退職勧奨によるものとは言えず、また、事業主から就業環境が著しく害されるような言動を受けたとは認められないため、法第33条第1項に定める「正当な理由」があるとは認められない。
- ### 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同年〇月〇日から同年〇月〇日までの基本手当を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。